

✚ 貨物概要

合金鋼（炭素 0.06%、マンガ 1.7%、けい素 0.98%、チタン 0.06%含有）の線

製 法：合金鋼線を冷間加工により伸線

形 状：スプール巻き

用 途：構造物等における溶接材料

✚ 分類

関税率表第 7229.20 号（統計番号 7229.20-000）のシリコマンガ鋼の線

✚ 分類理由

本品は、その成分、形状及び製法から、関税率表第 72 類注 1（f）のその他の合金鋼及び（o）の線の要件を満たすことから、同表第 72.29 項及び同表解説第 72.29 項の規定により、その他の合金鋼の線として同項に分類されます。

号の決定については、本品は、同表第 72 類号注 1（e）のシリコマンガ鋼の要件を満たすことから、同表第 7229.20 号の規定により、シリコマンガ鋼のものとして同号に分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお
いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる
ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）